

機 械 設 備 積 算 基 準

(正 誤 表)

令和7年2月

国土交通省 大臣官房 技術調査課 施工企画室

機 械 設 備 積 算 基 準

※ 以下の工種のうち、訂正等のある工種について、正誤表を添付する。

工 種 名	訂正等の有無	
	有り	無し
第I編 機械設備工事積算基準		
第1章 一般共通	○	
第2章 水門設備		○
第1 河川用水門設備		○
第2 ダム用水門設備		○
第3章 ゴム引布製起伏堰ゲート設備		○
第4章 揚排水ポンプ設備		○
第1 揚排水ポンプ設備		○
第2 コラム形水中ポンプ設備		○
第3 除塵設備		○
第5章 ダム施工機械設備		○
第6章 トンネル換気設備		○
第1 ジェットファン設備		○
第2 送風機設備		○
第7章 トンネル非常用施設		○
第8章 消融雪設備		○
第9章 道路排水設備		○
第10章 共同溝付帯設備		○
第11章 駐車場設備		○
第1 自走式駐車場設備		○
第2 機械式駐車場設備		○
第12章 車両重量計設備		○
第13章 車両計測設備		○
第14章 道路用昇降設備		○
第15章 ダム管理設備		○

工 種 名	訂正等の有無	
	有り	無し
第16章 遠方監視操作制御設備		○
第17章 河川浄化設備		○
第18章 鋼製付属設備		○
第19章 塗 装	○	
工 種 名		
		訂正等の有無
		有り 無し
第II編 機械設備点検・整備積算基準		
第1章 一般共通		○
第2章 水門設備		○
第3章 揚排水ポンプ設備		○
第1 揚排水ポンプ設備		○
第2 コラム形水中ポンプ設備		○
第4章 トンネル換気設備・非常用施設	○	
第5章 道路排水設備		○
第6章 消融雪設備		○
工 種 名		
		訂正等の有無
		有り 無し
第III編 機械設備設計業務委託積算基準		
第1章 一般共通		○
第2章 水門設備		○
第3章 揚排水ポンプ設備		○
第4章 ダム施工機械設備		○
第5章 トンネル換気設備・非常用施設		○
第6章 消融雪設備		○

工 種 名	訂正等の有無	
	有り	無し
第7章 道路排水設備		○
第8章 共同溝付帯設備		○
第9章 遠方監視操作制御設備		○

第 I 編 機械設備工事積算基準

第1章 一般共通

機械設備積算基準【正誤表】

誤			正			備考
(つづき)			(つづき)			
区分	輸送費 [円]	「x」の定義	区分	輸送費 [円]	「x」の定義	
揚排水ポンプ設備	固定機場	$y = 50.7x \times D + 104,000$	揚排水ポンプ設備	固定機場	$y = 50.7x \times D + 104,000$	対象設備質量 [t] (適用範囲： $100 < x \times D$)
	水中ポンプ (φ400以上)			水中ポンプ (φ400以上)		
	水中ポンプ (φ400未満)	「道路排水設備」に準ずる。		水中ポンプ (φ400未満)	「道路排水設備」に準ずる。	
	除塵設備	$y = 52.0x \times D + 145,000$		除塵設備	$y = 52.0x \times D + 145,000$	
ダム施工機械設備	「ダム用水門」、「放流設備」、「制水設備」、「放流管」、「取水設備」に準ずる。		ダム施工機械設備	「ダム用水門」、「放流設備」、「制水設備」、「放流管」、「取水設備」に準ずる。		
トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン	$y = 91.4x \times D + 124,000$	トンネル換気設備	ジェットファン・ブースタファン	$y = 91.4x \times D + 124,000$	
トンネル非常用施設	消火設備	$y = 73.9x \times D + 170,000$	トンネル非常用施設	消火設備	$y = 73.9x \times D + 170,000$	
消融雪設備	消雪設備 (散・送水管)	-	消融雪設備	消雪設備 (散・送水管)	-	
	消雪設備 (ケーシング管・ストレーナ・揚水管)			消雪設備 (ケーシング管・ストレーナ・揚水管)		
	融雪設備			融雪設備		
道路排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)	$y = 84.6x \times D + 103,000$		道路排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含む)	$y = 84.6x \times D + 103,000$		
共同溝付帯設備	$y = 215x \times D + 69,000$		共同溝付帯設備	$y = 215x \times D + 69,000$		
駐車場設備	-		駐車場設備	-		
車両重量計設備	重量計	-	車両重量計設備	重量計	-	
	軸重計	$y = 75.1x \times D + 140,000$		軸重計	$y = 75.1x \times D + 140,000$	
道路用昇降設備	-		道路用昇降設備	-		
ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	-	ダム管理設備	昇降設備 (エレベーター)	-	
	流木止設備	$y = 52.9x \times D + 199,000$		流木止設備	$y = 52.9x \times D + 199,000$	
	係船設備			係船設備		
遠方監視操作制御設備	$y = 22.8x \times D + 99,000$		遠方監視操作制御設備	$y = 22.8x \times D + 99,000$		
鋼製付属設備	$y = 33.6x \times D + 46,000$		鋼製付属設備	$y = 33.6x \times D + 46,000$		

(注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D] は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。
 なお、輸送費 [円] は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。
 2. 各算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。
 3. $0 < x \times D \leq 100$ の場合は、表-2により算出するものとする。
 4. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事に適用するものとする。
 5. 修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は、表-1及び表-2修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては、表-1・5新設工事輸送費にて算出を行うものとする。
 6. 算定式が設定されていない工種については、別途積上げるものとする。
 7. 新設工事において、分割発注する場合は本歩掛を準用出来るものとする。ただし、ダム用水門設備、ダム施工機械設備、遠方監視操作制御設備は除く。

(注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、[D] は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。
 なお、輸送費 [円] は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。
 2. 各算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。
 3. $0 < x \times D \leq 100$ の場合は、表-2により算出するものとする。
 4. 「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事に適用するものとする。
 5. 修繕工事で全面取替の工事の場合、「**処分場までの輸送**」は、表-1及び表-2修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては、表-1・5新設工事輸送費にて算出を行うものとする。
 6. 算定式が設定されていない工種については、別途積上げるものとする。
 7. 新設工事において、分割発注する場合は本歩掛を準用出来るものとする。ただし、ダム用水門設備、ダム施工機械設備、遠方監視操作制御設備は除く。

修正

機械設備積算基準【正誤表】

誤	正	備考												
<p>表-2 修繕工事輸送費（沖縄・離島を除く） 本歩掛の適用範囲は、$0 < x \times D \leq 100$ とする。</p> <table border="1" data-bbox="178 315 1305 430"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>輸送費 [円]</th> <th>「x」の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全工種 ($0 < x \times D \leq 100$の場合)</td> <td>$y = 693x \times D + 11,352$</td> <td>対象設備質量 [t] (適用範囲:$0 < x \times D \leq 100$)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。 なお、輸送費 [円] は1,000円未満を切り捨てるものとする。 2. 上記算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。 3. 修繕工事で全面取替の工事の場合、撤去は、表-1及び表-2修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては、表-1・5新設工事輸送費にて算出を行うものとする。</p> <p>(2) 材料費 1) 据付材料費の算出対象労務費は、積雪寒冷地補正等を行わないものとする。 2) 生コンクリート、電線、電線管等を土木工事あるいは、電気工事歩掛により積算する場合の材料割増及び補助材料費は当該工事歩掛による。 ただし、機械設備の据付工数に含まれる電気配線等については、据付直接材料費として計上し、雑材料は、当該設備の補助材料費率をもって算出する。 なお、機側操作盤以降の電気配線及び配管について、各工種区分で率計上の場合は積上計上不要である。</p> <p>(3) 直接労務費 機械設備据付工の定義は、下記のとおりとする。 現場において機械設備の据付けに従事する者で機械設備の現場据付について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う労務者。 なお、現場代理人もしくは主任技術者（監理技術者）としての業務を行う労働者、補助的作業及び配管・配線等に従事する現地採用の労働者、塗装に従事する労働者は除く。 a. 据付基準線の芯出し罫書き b. 据付用架台等の仮設物設置 c. 各機器の搬入及び吊り込み・固定 d. 部材の溶接 e. 溶接材の歪み等の矯正 f. 溶接部の仕上げ加工 g. ライナー等による据付調整及びボルト等による個々の機器の固定 h. 機器の更新、部品交換等に伴う既設品の取外し、現場搬出、積込み i. 個々の機器等の接続及び各種調整 j. 機械設備における総合試運転調整 k. 各据付工程における段取り</p> <p>2-2 間接工事費 (1) 共通仮設費 1) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の共通仮設費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。 2) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。 3) 河川浄化設備の共通仮設費率は、揚排水ポンプ設備の率に準ずる。 (2) 現場管理費 1) 鋼製付属設備を単独で発注する場合の現場管理費率は、原則として主体となる設備の工種区分を適用するものとする。 2) 塗替塗装の場合は、塗装対象設備に該当する工種の率を適用する。</p>	区分	輸送費 [円]	「x」の定義	全工種 ($0 < x \times D \leq 100$ の場合)	$y = 693x \times D + 11,352$	対象設備質量 [t] (適用範囲: $0 < x \times D \leq 100$)	<p>表-2 修繕工事輸送費（沖縄・離島を除く） 本歩掛の適用範囲は、$0 < x \times D \leq 100$ とする。</p> <table border="1" data-bbox="1454 315 2582 430"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>輸送費 [円]</th> <th>「x」の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全工種 ($0 < x \times D \leq 100$の場合)</td> <td>$y = 693x \times D + 11,352$</td> <td>対象設備質量 [t] (適用範囲:$0 < x \times D \leq 100$)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 輸送費 [円] の算定式において、「x」は「xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離 [km]、「対象設備質量」は輸送品の質量 [t] とする。 なお、輸送費 [円] は1,000円未満を切り捨てるものとする。 2. 上記算定式は、「据付製品の現場までの輸送」、「整備を行う工場への輸送」、「処分場までの輸送」を各々算出するものとする。 3. 修繕工事で全面取替の工事の場合、「処分場までの輸送」は、表-1及び表-2修繕工事輸送費にて算出を行うものとするが、設置においては、表-1・5新設工事輸送費にて算出を行うものとする。</p> <p>(2) 材料費 1) 据付材料費の算出対象労務費は、補正前（積雪寒冷地補正、夜間割増等）の労務費とする。 2) 生コンクリート、電線、電線管等を土木工事あるいは、電気工事歩掛により積算する場合の材料割増及び補助材料費は当該工事歩掛による。 ただし、機械設備の据付工数に含まれる電気配線等については、据付直接材料費として計上し、雑材料は、当該設備の補助材料費率をもって算出する。 なお、機側操作盤以降の電気配線及び配管について、各工種区分で率計上の場合は積上げ計上不要である。</p> <p style="text-align: center;">現行のとおり</p>	区分	輸送費 [円]	「x」の定義	全工種 ($0 < x \times D \leq 100$ の場合)	$y = 693x \times D + 11,352$	対象設備質量 [t] (適用範囲: $0 < x \times D \leq 100$)	<p>修正</p> <p>修正</p> <p>修正</p>
区分	輸送費 [円]	「x」の定義												
全工種 ($0 < x \times D \leq 100$ の場合)	$y = 693x \times D + 11,352$	対象設備質量 [t] (適用範囲: $0 < x \times D \leq 100$)												
区分	輸送費 [円]	「x」の定義												
全工種 ($0 < x \times D \leq 100$ の場合)	$y = 693x \times D + 11,352$	対象設備質量 [t] (適用範囲: $0 < x \times D \leq 100$)												

誤

正

備考

図-1・1 施工箇所が点在する場合の積算イメージ

	<通常の積算>	<施工箇所ごとの積算>	<施工箇所所在用積算>
		子1 子2	子1 子2
直接製作費	①A (②A+③A+④A)	②A ③A ④A	②A ③A ④A
間接労務費	⑥B	⑥B ⑦B ⑧B	⑥B ⑦B ⑧B
工場管理費	⑩C	⑩C ⑪C ⑫C	⑩C ⑪C ⑫C
直接工事費	④D (④D+⑤D+⑥D)	④D ⑤D ⑥D	④D ⑤D ⑥D
共通仮設費	⑩E	⑩E ⑪E ⑫E	⑩E ⑪E ⑫E
現場管理費	⑭F	⑭F ⑮F ⑯F	⑭F ⑮F ⑯F
据付間接費	⑰G	⑰G ⑱G ⑲G	⑰G ⑱G ⑲G
設計技術費	⑳H	⑳H ㉑H ㉒H	⑳H
一般管理費等	㉓I	㉓I ㉔I ㉕I	㉓I
間接労務費の算定	⑥B：①Aを対象額で算出	⑥B：②Aを対象額で算出 ⑦B：③Aを対象額で算出 ⑧B：④Aを対象額で算出	⑥B+⑦B+⑧Bとする
工場管理費の算定	⑩C：(①A+⑥B)を対象額で算出	⑩C：(②A+⑥B)を対象額で算出 ⑪C：(③A+⑥B)を対象額で算出 ⑫C：(④A+⑥B)を対象額で算出	⑩C+⑪C+⑫Cとする
共通仮設費の算定	⑩E：④Dを対象額で算出	⑩E：④Dを対象額で算出 ⑪E：⑤Dを対象額で算出 ⑫E：⑥Dを対象額で算出	⑩E+⑪E+⑫Eとする
現場管理費の算定	⑭F：(④D+⑩E)を対象額で算出	⑭F：(④D+⑩E)を対象額で算出 ⑮F：(⑤D+⑩E)を対象額で算出 ⑯F：(⑥D+⑩E)を対象額で算出	⑭F+⑮F+⑯Fとする
据付間接費の算定	⑰G：④Dを対象額で算出	⑰G：④Dを対象額で算出 ⑱G：⑤Dを対象額で算出 ⑲G：⑥Dを対象額で算出	⑰G+⑱G+⑲Gとする
設計技術費の算定	⑳H：(①A+⑥B+⑩C+④D+⑩E+⑭F+⑰G)を対象額で算出	⑳H：(②A+⑥B+⑩C+④D+⑩E+⑭F+⑰G)を対象額で算出 ㉑H：(③A+⑥B+⑩C+④D+⑩E+⑭F+⑰G)を対象額で算出 ㉒H：(④A+⑥B+⑩C+④D+⑩E+⑭F+⑰G)を対象額で算出	⑳H：(①A+⑥B+⑩C+④D+⑩E+⑭F+⑰G)を対象額で算出
一般管理費等の算定	㉓I：(①A+⑥B+⑩C+④D+⑩E+⑭F+⑰G+⑳H)を対象額で算出	㉓I：(②A+⑥B+⑩C+④D+⑩E+⑭F+⑰G+⑳H)を対象額で算出 ㉔I：(③A+⑥B+⑩C+④D+⑩E+⑭F+⑰G+⑳H)を対象額で算出 ㉕I：(④A+⑥B+⑩C+④D+⑩E+⑭F+⑰G+⑳H)を対象額で算出	㉓I：(①A+⑥B+⑩C+④D+⑩E+⑭F+⑰G+⑳H)を対象額で算出

現行のとおり

※積算のイメージ

従 来： (A市直接工事費+B市直接工事費+C町直接工事費) × 間接費率
 本運用： (A地区(施工箇所a)直接工事費 × 間接費率)
 + (B地区(施工箇所b)直接工事費 × 間接費率)
 + (C地区(施工箇所c)直接工事費 × 間接費率)
 ※設計技術費及び一般管理費等は通常どおり

(3) 単価協議

総価契約単価合意方式による場合は、単価協議を行うものとする。
 なお、同じ細別が、異なる施工箇所にある場合、妥当性を確認したうえで、施工箇所毎に異なる単価で合意できるものとする。
 また、共通仮設費（積上げ分）、共通仮設費（率計上）、現場管理費については、施工箇所毎に単価協議を実施し合意する。

(4) 設計変更について

- 「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。
- 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。
- 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費を官積算額（変更設計時点単価）により積算するものとする。
- 設計技術費及び一般管理費等については、通常の積算と同様とする。

(4) 設計変更について

- 「親設計書」及び「子設計書」それぞれに対して、変更作業を行う。
- 新規工種の追加は、施工箇所毎に判断する。
- 設計変更において、新たに施工箇所を追加することができる。その場合は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、据付間接費を官積算額（変更指示時点単価）により積算するものとする。
- 設計技術費及び一般管理費等については、通常の積算と同様とする。

修正

第 19 章 塗 装

誤	正	備 考																																	
<p>2-3 ペイント使用量 ペイント使用量は、使用する塗料を適切に積上げるものとする。</p> <p>2-4 希釈剤使用量 塗料類の希釈剤使用量（質量）は、表-19・4を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-19・4 希釈剤使用量</p> <table border="1" data-bbox="201 493 1279 657"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>エアレススプレー塗り</th> <th>は け 塗 り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペイント用及びプライマー用</td> <td>ペイント使用量×9%</td> <td>ペイント使用量×9%</td> </tr> <tr> <td>ミストコート用</td> <td>ペイント使用量×50%</td> <td>ペイント使用量×50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 希釈剤の比重は、0.85とする。 2. 希釈剤使用率には、使用機器の洗浄用希釈剤を含む。</p> <p>2-5 工場塗装工歩掛 工場塗装工歩掛は、表-19・5を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-19・5 工場塗装工標準歩掛 (人/100㎡/回)</p> <table border="1" data-bbox="350 900 1130 1115"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>橋りょう塗装工</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プライマー処理</td> <td>1.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エアレススプレー塗り</td> <td>1.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はけ塗り</td> <td>2.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 工場塗装は、エアレススプレー塗りを標準とするが、設備の形状等によりはけ塗りとしてよいものとする。 2. 鋳物類は、プライマー処理を行わないのを標準とする。 3. 各層の標準膜厚を確保するための塗装回数は、基準の解説 表-1 (注) 3. に基づき必要分計上するものとする。</p>	区 分	エアレススプレー塗り	は け 塗 り	ペイント用及びプライマー用	ペイント使用量×9%	ペイント使用量×9%	ミストコート用	ペイント使用量×50%	ペイント使用量×50%	作業区分	橋りょう塗装工	備 考	プライマー処理	1.4		エアレススプレー塗り	1.4		はけ塗り	2.1		<p style="text-align: center;">現行のとおり</p> <p>2-5 工場塗装工歩掛 工場塗装工歩掛は、表-19・5を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-19・5 工場塗装工標準歩掛 (人/100㎡/回)</p> <table border="1" data-bbox="1626 900 2407 1115"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>橋りょう塗装工</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プライマー処理</td> <td>1.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エアレススプレー塗り</td> <td>1.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はけ塗り</td> <td>2.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 工場塗装は、エアレススプレー塗りを標準とするが、設備の形状等によりはけ塗りとしてよいものとする。 2. 鋳物類は、プライマー処理を行わないことを標準とする。 3. 各層の標準膜厚を確保するための塗装回数は、基準の解説 表-1 (注) 3. に基づき必要分計上するものとする。 4. 本歩掛は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。</p>	作業区分	橋りょう塗装工	備 考	プライマー処理	1.4		エアレススプレー塗り	1.4		はけ塗り	2.1		<p>修正 追記</p>
区 分	エアレススプレー塗り	は け 塗 り																																	
ペイント用及びプライマー用	ペイント使用量×9%	ペイント使用量×9%																																	
ミストコート用	ペイント使用量×50%	ペイント使用量×50%																																	
作業区分	橋りょう塗装工	備 考																																	
プライマー処理	1.4																																		
エアレススプレー塗り	1.4																																		
はけ塗り	2.1																																		
作業区分	橋りょう塗装工	備 考																																	
プライマー処理	1.4																																		
エアレススプレー塗り	1.4																																		
はけ塗り	2.1																																		
<p>3 現場塗装</p> <p>3-1 現場塗装歩掛 現場塗装歩掛は、表-19・6を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-19・6 現場塗装標準歩掛 (100㎡当り)</p> <table border="1" data-bbox="231 1501 1255 1906"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>素地調整費</td> <td>式</td> <td></td> <td>3-3項 (表-19・9、19・10、19・11) による</td> </tr> <tr> <td>橋りょう塗装工</td> <td>人</td> <td></td> <td>3-2項 (表-19・7、19・8) による</td> </tr> <tr> <td>ペイント</td> <td>kg</td> <td></td> <td>1回当りのペイント使用量×塗装回数</td> </tr> <tr> <td>希 釈 剤</td> <td>〃</td> <td></td> <td>2-4項 (表-19・4) による</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td>式</td> <td></td> <td>3-4項 (表-19・12) による</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	単 位	数 量	備 考	素地調整費	式		3-3項 (表-19・9、19・10、19・11) による	橋りょう塗装工	人		3-2項 (表-19・7、19・8) による	ペイント	kg		1回当りのペイント使用量×塗装回数	希 釈 剤	〃		2-4項 (表-19・4) による	諸 雑 費	式		3-4項 (表-19・12) による	計				<p style="text-align: center;">現行のとおり</p>						
名 称	単 位	数 量	備 考																																
素地調整費	式		3-3項 (表-19・9、19・10、19・11) による																																
橋りょう塗装工	人		3-2項 (表-19・7、19・8) による																																
ペイント	kg		1回当りのペイント使用量×塗装回数																																
希 釈 剤	〃		2-4項 (表-19・4) による																																
諸 雑 費	式		3-4項 (表-19・12) による																																
計																																			

誤	正	備 考																												
<p>3-2 現場塗装工歩掛 (1) 現場塗装工歩掛 現場塗装工歩掛は、表-19・7を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-19・7 現場塗装工標準歩掛 (人/100 m²/回)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">作業区分</th> <th style="width:30%;">橋りょう塗装工</th> <th style="width:40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プライマー処理</td> <td style="text-align: center;">1.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エアレススプレー塗り</td> <td style="text-align: center;">1.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はけ塗り</td> <td style="text-align: center;">2.8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 準備・後片付け・補修工数は、標準歩掛に含まれているので計上しないものとする。 2. 現場塗装は、はけ塗りを標準とするが、現場条件、設備の形状等によりエアレススプレー塗りとすることが出来る。 3. 各層の標準膜厚を確保するための塗装回数は、基準の解説 表-1(注)3.に基づき必要分計上するものとする。</p> <p>(2) 歩掛補正 表-19・7に示す 現場塗装工標準歩掛は、作業条件に応じて次式により補正するものとする。 現場塗装工歩掛(人/100 m²/回) = 現場塗装工標準歩掛(人/100 m²/回) × (1 + 現場塗装工補正率) 現場塗装工補正率は、表-19・8のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表-19・8 現場塗装工補正率</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:85%;">プライマー処理、エアレススプレー塗り、はけ塗り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密閉部内部</td> <td style="text-align: center;">0.5</td> </tr> </tbody> </table>	作業区分	橋りょう塗装工	備 考	プライマー処理	1.4		エアレススプレー塗り	1.4		はけ塗り	2.8		区 分	プライマー処理、エアレススプレー塗り、はけ塗り	密閉部内部	0.5	<p>3-2 現場塗装工歩掛 (1) 現場塗装工歩掛 現場塗装工歩掛は、表-19・7を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-19・7 現場塗装工標準歩掛 (人/100 m²/回)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">作業区分</th> <th style="width:30%;">橋りょう塗装工</th> <th style="width:40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プライマー処理</td> <td style="text-align: center;">1.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エアレススプレー塗り</td> <td style="text-align: center;">1.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>はけ塗り</td> <td style="text-align: center;">2.8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 準備・後片付け・補修工数は、標準歩掛に含まれているので計上しないものとする。 2. 現場塗装は、はけ塗りを標準とするが、現場条件、設備の形状等によりエアレススプレー塗りとすることが出来る。 3. 各層の標準膜厚を確保するための塗装回数は、基準の解説 表-1(注)3.に基づき必要分計上するものとする。 4. 本歩掛は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">現行のとおり</p>	作業区分	橋りょう塗装工	備 考	プライマー処理	1.4		エアレススプレー塗り	1.4		はけ塗り	2.8		<p>追記</p>
作業区分	橋りょう塗装工	備 考																												
プライマー処理	1.4																													
エアレススプレー塗り	1.4																													
はけ塗り	2.8																													
区 分	プライマー処理、エアレススプレー塗り、はけ塗り																													
密閉部内部	0.5																													
作業区分	橋りょう塗装工	備 考																												
プライマー処理	1.4																													
エアレススプレー塗り	1.4																													
はけ塗り	2.8																													

機械設備積算基準【正誤表】

誤	正	備 考																																																							
<p>(注) 1. 3種については、タッチアップ作業を含むものとする。 2. 1種及び4種については、タッチアップ作業を含まないものとする。 3. 準備・後片付けは、標準歩掛に含まれているので計上しないものとする。 4. ※1：2種の労務は、処分に伴う集積も含めて別途積上げるものとする。</p> <p>(3) 歩掛補正 表-19・10に示す 現場塗替素地調整標準歩掛は、作業条件に応じて次式により補正するものとする。 $\text{現場塗替素地調整歩掛(人/100 m}^2\text{)} = \text{現場塗替素地調整標準歩掛(人/100 m}^2\text{)} \times (1 + \text{現場塗替素地調整補正率})$ 現場塗替素地調整補正率は、表-19・11のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表-19・11 現場塗替素地調整補正率</p> <table border="1" data-bbox="231 699 1246 867"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">1種</th> <th rowspan="2">2種</th> <th colspan="3">3種</th> <th rowspan="2">4種</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密閉部内部</td> <td colspan="2">※1</td> <td colspan="3">1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ※1：1種及び2種の現場塗替素地調整補正率については別途考慮するものとする。</p> <p>3-4 諸雑費 諸雑費の計上は、次式による。 $\text{諸雑費} = \text{橋りょう塗装工労務費} \times \text{諸雑费率}$ 諸雑费率は、表-19・12を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-19・12 諸雑费率 (%)</p> <table border="1" data-bbox="219 1146 1258 1360"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>現 場 塗 装</th> <th colspan="3">現場塗替素地調整</th> </tr> <tr> <th>プライマー・エアレスプレー・はけ</th> <th>1種</th> <th>2種</th> <th>3種・4種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開 放 部</td> <td>5.0</td> <td>38.0</td> <td>※1</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>密閉部内部</td> <td>8.0</td> <td>※1</td> <td>※1</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 現場塗装の諸雑費には、工器具（エアレスプレー機、発動発電機、はけ等及び密閉部内作業の送風機、照明設備等）の損料を含む。 2. 現場塗替素地調整の諸雑費にはブラスト機、発動発電機、空気圧縮機、ディスクサンダ、密閉部内作業の送風機、照明設備の損料を含む。 3. ※1：1種（密閉部内部）、2種の諸雑費については、別途積上げるものとする。</p> <p>3-5 現場水洗い清掃 現場塗装及び現場塗替塗装の水洗い清掃に適用する。</p> <p>(1) 対象範囲 水門設備の扉体外面及び扉体内面の塗装施工箇所を対象とする。 なお、塩分濃度測定については別途積上げるものとする。</p> <p>(2) 水洗い清掃歩掛 水洗い清掃歩掛は、表-19・13を標準とする。</p>	種別	1種	2種	3種			4種	A	B	C	密閉部内部	※1		1.0				区 分	現 場 塗 装	現場塗替素地調整			プライマー・エアレスプレー・はけ	1種	2種	3種・4種	開 放 部	5.0	38.0	※1	5.0	密閉部内部	8.0	※1	※1	7.0	<p>現行のとおり</p> <p>3-4 諸雑費 諸雑費の計上は、次式による。 $\text{諸雑費} = \text{橋りょう塗装工労務費} \times \text{諸雑费率}$ 諸雑费率は、表-19・12を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-19・12 諸雑费率 (%)</p> <table border="1" data-bbox="1489 1152 2528 1367"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>現 場 塗 装</th> <th colspan="3">現場塗替素地調整</th> </tr> <tr> <th>プライマー・エアレスプレー・はけ</th> <th>1種</th> <th>2種</th> <th>3種・4種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開 放 部</td> <td>5.0</td> <td>38.0</td> <td>※1</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>密閉部内部</td> <td>8.0</td> <td>※1</td> <td>※1</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 現場塗装の諸雑費には、工器具（エアレスプレー機、発動発電機、はけ等及び密閉部内作業の送風機、照明設備等）の損料を含む。 2. 現場塗替素地調整の諸雑費にはブラスト機、発動発電機、空気圧縮機、ディスクサンダ、密閉部内作業の送風機、照明設備の損料を含む。 3. ※1：1種（密閉部内部）、2種の諸雑費については、別途積上げるものとする。 4. 現場塗装及び現場塗替素地調整の諸雑費に足場工、シート張防護工、板張防護工は含まれないため、別途仮設工において積上げるものとする。</p> <p>現行のとおり</p>	区 分	現 場 塗 装	現場塗替素地調整			プライマー・エアレスプレー・はけ	1種	2種	3種・4種	開 放 部	5.0	38.0	※1	5.0	密閉部内部	8.0	※1	※1	7.0	<p>条件明示</p>
種別				1種	2種	3種			4種																																																
	A	B	C																																																						
密閉部内部	※1		1.0																																																						
区 分	現 場 塗 装	現場塗替素地調整																																																							
	プライマー・エアレスプレー・はけ	1種	2種	3種・4種																																																					
開 放 部	5.0	38.0	※1	5.0																																																					
密閉部内部	8.0	※1	※1	7.0																																																					
区 分	現 場 塗 装	現場塗替素地調整																																																							
	プライマー・エアレスプレー・はけ	1種	2種	3種・4種																																																					
開 放 部	5.0	38.0	※1	5.0																																																					
密閉部内部	8.0	※1	※1	7.0																																																					

第Ⅱ編 機械設備点検・整備積算基準

第4章 トンネル換気設備・非常用施設

機械設備積算基準【正誤表】

誤	正	備考																																																				
<p>2 点検・整備原価</p> <p>2-1 点検工数</p> <p>点検工数は、「(1) 標準点検工数」により求めた値を「(3) 計測設備・付帯設備」及び「(4) 工数補正」により補正し算出するものとする。</p> <p>(1) 標準点検工数</p> <p>1) 送(排)風機、ジェットファン・ブースターファン、非常用施設</p> <p>送(排)風機、ジェットファン・ブースターファン及び非常用施設の標準点検工数は、表-4・3を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-4・3 標準点検工数(月点検・年点検)</p> <table border="1" data-bbox="142 632 1335 1024"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">月 点 検</th> <th rowspan="2">年 点 検</th> <th colspan="2">職種別構成割合(%)</th> </tr> <tr> <th>点検整備工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送(排)風機</td> <td>$Y=0.0041x+0.2$</td> <td>$Y=0.0022x+40.4$</td> <td>90</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ジェットファン・ブースターファン</td> <td>$Y=0.0008x+2.5$</td> <td>$Y=0.0175x-0.6$</td> <td>90</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用施設</td> <td>防災等級AA</td> <td>$Y=0.0145x+28.7$</td> <td rowspan="3">90</td> <td rowspan="3">10</td> </tr> <tr> <td>防災等級A</td> <td>$Y=0.0113x+17.7$</td> </tr> <tr> <td>防災等級B</td> <td>$Y=0.0033x+3.8$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 送(排)風機のYは標準工数(時間/1台分)、xは口径(mm)である。 2. ジェットファン・ブースターファンのYは標準工数(時間/1台分)、xは口径(mm)である。 3. 非常用施設のYは標準工数(時間/1トンネル)、xはトンネル延長(m)である。(上下線が分かれているトンネルは、上下線の合計値をトンネル延長とする。) 4. 月点検の内容は、主として分解を伴わず、外部からの目視による点検を行い、総合操作による機能確認を行うことを標準とする。 5. 年点検の内容は、設備を主として外部から目視及び分解を伴う内部の目視点検の他、点検用器具(テストハンマー、メガーテスタ、ノギス、マイクロメータ、シックネスゲージ、振動計、塗膜厚計等)で点検し、簡易な給油脂を行った後、機器の単独運転、総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。 6. 標準工数の点検範囲は、送(排)風機、ジェットファン・ブースターファン、非常用施設の点検、管理運転、準備、後片付けまでとする。 7. 標準工数には、計測設備及び付帯設備の点検工数が含まれていないため、「(3) 計測設備・付帯設備」にて積上げるものとする。 8. 標準工数には、動翼可変設備の点検工数が含まれていないため、別途積上げるものとする。 9. 分割発注等の場合の作業区分別工数は、次式によるものとする。 (1) 送(排)風機 区分別工数(時間/台)=全体工数(時間/1台分)×作業区分別工数比率(%) (2) ジェットファン・ブースターファン 区分別工数(時間/台)=全体工数(時間/1台分)×作業区分別工数比率(%) (3) 非常用施設 区分別工数(時間/トンネル)=全体工数(時間/1トンネル)×作業区分別工数比率(%) 作業区分別工数比率は、表-4・4、表-4・5のとおりとする。</p>	区 分	月 点 検	年 点 検	職種別構成割合(%)		点検整備工	普通作業員	送(排)風機	$Y=0.0041x+0.2$	$Y=0.0022x+40.4$	90	10	ジェットファン・ブースターファン	$Y=0.0008x+2.5$	$Y=0.0175x-0.6$	90	10	非常用施設	防災等級AA	$Y=0.0145x+28.7$	90	10	防災等級A	$Y=0.0113x+17.7$	防災等級B	$Y=0.0033x+3.8$	<p>現行のとおり</p> <p>(1) 標準点検工数</p> <p>1) 送(排)風機、ジェットファン・ブースターファン、非常用施設</p> <p>送(排)風機、ジェットファン・ブースターファン及び非常用施設の標準点検工数は、表-4・3を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-4・3 標準点検工数(月点検・年点検)</p> <table border="1" data-bbox="1418 632 2611 1024"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">月 点 検</th> <th rowspan="2">年 点 検</th> <th colspan="2">職種別構成割合(%)</th> </tr> <tr> <th>点検整備工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送(排)風機</td> <td>$Y=0.0041x+0.2$</td> <td>$Y=0.0022x+40.4$</td> <td>90</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ジェットファン・ブースターファン</td> <td>$Y=0.0008x+2.5$</td> <td>$Y=0.0175x-0.6$</td> <td>90</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常用施設</td> <td>防災等級AA</td> <td>$Y=0.0145x+28.7$</td> <td rowspan="3">90</td> <td rowspan="3">10</td> </tr> <tr> <td>防災等級A</td> <td>$Y=0.0113x+17.7$</td> </tr> <tr> <td>防災等級B</td> <td>$Y=0.0033x+3.8$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 送(排)風機のYは標準工数(時間/1台分)、xは口径(mm)である。 2. ジェットファン・ブースターファンのYは標準工数(時間/1台分)、xは口径(mm)である。 3. 非常用施設のYは標準工数(時間/1トンネル)、xはトンネル延長(m)である。(上下線が分かれているトンネルは、上下線の合計値をトンネル延長とする。) 4. 月点検の内容は、主として分解を伴わず、外部からの目視による点検を行い、総合操作による機能確認を行うことを標準とする。 5. 年点検の内容は、設備を主として外部から目視及び分解を伴う内部の目視点検の他、点検用器具(テストハンマー、メガーテスタ、ノギス、マイクロメータ、シックネスゲージ、振動計、塗膜厚計等)で点検し、簡易な給油脂を行った後、機器の単独運転、総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。 6. 標準工数の点検範囲は、送(排)風機、ジェットファン・ブースターファン、非常用施設の点検、管理運転、準備、後片付けまでとする。 7. 標準工数には、計測設備及び付帯設備の点検工数が含まれていないため、「(3) 計測設備・付帯設備」にて積上げるものとする。 8. 送(排)風機の標準工数には、動翼可変設備の点検工数が含まれていないため、別途積上げるものとする。 9. 分割発注等の場合の作業区分別工数は、次式によるものとする。 (1) 送(排)風機 区分別工数(時間/台)=全体工数(時間/1台分)×作業区分別工数比率(%) (2) ジェットファン・ブースターファン 区分別工数(時間/台)=全体工数(時間/1台分)×作業区分別工数比率(%) (3) 非常用施設 区分別工数(時間/トンネル)=全体工数(時間/1トンネル)×作業区分別工数比率(%) 作業区分別工数比率は、表-4・4、表-4・5のとおりとする。</p>	区 分	月 点 検	年 点 検	職種別構成割合(%)		点検整備工	普通作業員	送(排)風機	$Y=0.0041x+0.2$	$Y=0.0022x+40.4$	90	10	ジェットファン・ブースターファン	$Y=0.0008x+2.5$	$Y=0.0175x-0.6$	90	10	非常用施設	防災等級AA	$Y=0.0145x+28.7$	90	10	防災等級A	$Y=0.0113x+17.7$	防災等級B	$Y=0.0033x+3.8$	<p>追記</p>
区 分				月 点 検	年 点 検	職種別構成割合(%)																																																
	点検整備工	普通作業員																																																				
送(排)風機	$Y=0.0041x+0.2$	$Y=0.0022x+40.4$	90	10																																																		
ジェットファン・ブースターファン	$Y=0.0008x+2.5$	$Y=0.0175x-0.6$	90	10																																																		
非常用施設	防災等級AA	$Y=0.0145x+28.7$	90	10																																																		
	防災等級A	$Y=0.0113x+17.7$																																																				
	防災等級B	$Y=0.0033x+3.8$																																																				
区 分	月 点 検	年 点 検	職種別構成割合(%)																																																			
			点検整備工	普通作業員																																																		
送(排)風機	$Y=0.0041x+0.2$	$Y=0.0022x+40.4$	90	10																																																		
ジェットファン・ブースターファン	$Y=0.0008x+2.5$	$Y=0.0175x-0.6$	90	10																																																		
非常用施設	防災等級AA	$Y=0.0145x+28.7$	90	10																																																		
	防災等級A	$Y=0.0113x+17.7$																																																				
	防災等級B	$Y=0.0033x+3.8$																																																				